

○市長への手紙事務取扱規程

平成13年 3月27日

訓令第5号

改正 平成14年 2月 8日 訓令第1号
平成16年 6月30日 訓令第10号
平成19年 3月30日 訓令第1号
平成28年 3月31日 訓令第3号
令和 4年 6月 1日 訓令第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、市民等からの苦情、要望、意見、質問等を適正かつ迅速に処理するとともに、これらの処理の経過を明らかにしておくため、文書、Eメール、ファクシミリ等による市長への手紙（以下「市長への手紙」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(令4訓令9・一部改正)

(広聴広報課の処理)

第2条 企画部広聴広報課長（以下「広聴広報課長」という。）は、市民等から市長への手紙を受けたときは、処理通知及び市長への手紙を主管部長へ送付するものとする。

(平14訓令1・平16訓令10・平19訓令1・平28訓令3・令4訓令9・一部改正)

(主管部及び主管課の処理)

第3条 広聴広報課長から処理通知及び市長への手紙の送付を受けた主管部長は、自ら処理するものを除き、浦安市広聴広報事務取扱規程（昭和54年訓令第17号）第3条に規定する広聴広報連絡員総括責任者に指示し、部内における主管課等を定めなければならない。

2 主管課等の長は、市長への手紙の内容について十分に検討し、適正かつ迅速に処理しなければならない。

3 主管課等の長は、市長への手紙のうち回答を要するものについては、その回答案を作成し、広聴広報課が市長への手紙を受領した日から2週間以内に回答しなければならない。この場合において、2週間以内に回答することが

できないときは、その理由及び対応状況を連絡しなければならない。

4 主管課等の長は、市長への手紙に係る事務処理を終えたときは、速やかに
広聴広報課長へ処理報告をするものとする。

(平16訓令10・令4訓令9・一部改正)

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、市長への手紙の取扱いに関し必要な事
項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年2月8日訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成16年6月30日訓令第10号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月1日訓令第9号)

この訓令は、公示の日から施行する。